

## 高知県における巡回相談の現状と課題

奈良雅子<sup>1)</sup>、是永かな子<sup>1)2)</sup>、佐藤京子<sup>3)</sup>、芝野稔<sup>4)</sup>

1)高知大学大学院総合自然科学研究科教職実践高度化専攻

2)高知ギルバーグ発達神経精神医学センター

3)高知県立高知若草養護学校

4)高知県立高知ろう学校

### Current situation and Challenges of Visiting Consultation in Kochi Prefecture

Masako Nara<sup>1)</sup>, Kanako Korenaga<sup>1)2)</sup>, Kyoko Sato<sup>3)</sup>, Minoru Shibano<sup>4)</sup>

1) Kochi University Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Professional Schools for Teacher Education

2) Kochi Gillberg Neuropsychiatry Centre

3) Special School for Physically Handicapped children in Kochi

4) Prefectural Kochi Special Support School for children with auditory disorder

### 要約

本研究は、高知県における巡回相談の現状を把握し、巡回相談に主に参画する地域支援担当教員の専門性および各学校の特別支援教育体制の充実に関する課題を考察することを目的とした。具体的には高知県の A 地域における保育所・幼稚園、小学校への巡回相談員派遣事業に同行し、その事例を参考に先行研究と合わせて考察を行った。結果として、各教育機関の特別支援教育体制整備を念頭に置きつつ、巡回相談員派遣事業の目的の共通理解促進と組織マネジメントの視点からの助言、地域支援担当教員の力量形成と人材育成のためのシステム構築、協議におけるファシリテーションスキルを各所属機関の校内支援会等で意識的に高めることの重要性が明らかになった。

キーワード：巡回相談、学校コンサルテーション、校内支援体制

### 1. 問題の所在

2007 年に学校教育法の一部改正がなされ、特別支援教育が本格実施されたことで、通常学級に在籍する発達障害を含む特別な支援を必要とするすべての子どもたちに対して適切な支援がなされることとなった。また児童生徒の課題が多様化・複雑化していることを受けて、課題解決に向けての取組を学校の教職員だけでなく外部人材・関係諸機関との連携を図って推進することが必要となっている。そのため各自治体では特別支援教育推進事業の実施や外部専門家の巡回指導等の活用による教育機関と外部諸機関との連携が図られている。ゆえに特別支援学校は障害のある子どもたちあるいは他校の教員および保護者に対して、必要な支援を行うセンター的機能を果たすことも期待されている。特別支援学校のセンター的役割の取組としてあげられる具体的な内容の中には、巡回相談の相談員として間接的に子どもの支援を行うことなども位置付けられている<sup>1)</sup>。

巡回相談は各自治体の実情に応じて様々な実施がなされている。片岡は「巡回相談は障害児保育・教育における

コンサルテーションのひとつである」とする考え方が一定のコンセンサスを得ていると述べている<sup>2</sup>。鶴は、巡回相談に関する最近の研究動向を考察する中において、巡回相談の概念は制度面・実態面から捉えるものと目的概念としてコンサルテーションとして捉えるものとの2つの考え方があるとし、それらは相補的なものであるとしている<sup>3</sup>。森は、巡回相談は対象児への「直接支援」とは異なる、現場の課題解決の支援を通じて対象児の発達支援に寄与する「間接支援」のひとつであると述べている<sup>4</sup>。

さて、高知県における発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の在籍数は、全国平均と比較して数値が高いことに加え、近年その数は上昇している。公立小中学校では、特別な支援を必要とする子どもが通常の学級及び特別支援学級に9.3%在籍している(H29, 9, 1現在)<sup>5</sup>。県教育委員会は高知市を除く県内4つの圏域ごとに「特別支援連携協議会」を設置し、小中学校の特別支援教育の推進を図っている。特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援に関する具体的な事業としては「巡回相談員派遣事業」、「教育相談員派遣事業」、「特別支援学級等サポート事業」、「みんながスター！校内支援力アップ事業」や、「連続する学びの場の充実事業」など様々な形で発達障害をはじめ特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援の充実に向けた取り組みを実施している。

著者が所属する高知若草養護学校は、地域拠点校の役割を担う特別支援学校である。肢体不自由に関する支援および発達障害支援について、同校の2名の相談支援室の教員が中心となって県の支援事業および学校独自の取組を通じて地域支援を行う。本研究ではその中で特にA地域における巡回相談員派遣事業に注目・同行し、高知県における巡回相談の現状の把握と高知県の特別支援教育の推進体制整備の課題について考察することとする。

## 2. 方法

本研究は201X年に高知県A地域において実施された保育所、幼稚園、認定こども園、小学校への巡回相談員派遣事業に同行して見聞した内容をもとに考察を行う。個人及び教育機関が特定されないことに配慮して、相談内容や助言の詳細を記述するのではなく、主にA地域支援担当の教員の役割に注目して考察を行うこととした。

## 3. 結果

### 3.1 高知県における巡回相談員派遣事業の概要

以下に、高知県における巡回相談事業の概要を示す。

表1 高知県における巡回相談事業の概要

#### 1) 趣旨

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校および高等学校における特別支援教育の推進体制を整備するとともに、通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、関係機関からの専門性の高い助言や援助を学校等に提供することで、幼児児童生徒の特性に応じた適切な指導及び支援の充実を図る。

#### 2) 事業内容

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校および高等学校に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な指導及び支援を行うため、専門的な知識や経験を有する相談員を派遣する巡回相談を実施する。

#### 3) 巡回相談チームの派遣

県教育委員会が設置する専門家チーム、学校支援チーム及び4圏域の特別支援連携協議会に参加する関係機関で巡回相談チームを組織し、各教育機関に派遣する。

#### 4) 対象

高知県内に設置された保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(高知市内は、

私立小・中学校、国立小・中学校が対象。)

5) 事業の実施申し込みは教育機関ごとに指定の提出先に申込書、個別の指導計画、チェックリストを提出。

事業実施期間 :

I 期	H30 年 6 月 1 日(金)～H30 年 7 月 13 日(金)
II 期	H30 年 9 月 3 日(月)～H30 年 12 月 7 日(金)
III 期	H31 年 1 月 9 日(水)～H31 年 3 月 8 日(金)

※高等学校の実施期間は H30 年 5 月 28 日(月)～H31 年 2 月 28 日(木)で通年受け付け。

6) 事業の決定

小・中学校については、市町村(学校組合)教育長に、通知する。県立中学校、私立小・中学校、国立小・中学校、保育所、幼稚園、認定こども園については、県教育委員会から各校長・園長に通知する。

7) 留意事項

- ① 対象幼児児童生徒について、校内委員会等で支援策を検討していること、小・中・義務教育学校においては特別支援教育学校コーディネーターが連絡調整に当たること、当日の進行は、実施学校等が行うこと。
- ② ノートのコピーや作品など相談資料となるものがあれば、巡回相談申し込み時に提出する。
- ③ 個人情報の保護に留意し、特に慎重な扱いにすること。

8) 報告

巡回相談員派遣事業を活用した学校等は、巡回相談後の取組について期日までに書類を提出する。

出典：高知県教育委員会特別支援教育課(2018)平成 30 年度巡回相談員派遣事業実施要項,

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311001/2018041600279.html>(2018 年 11 月 18 日参照).

このように高知県では年間 3 期に亘り巡回相談を希望する教育機関に専門家チームを派遣し、各機関の特別支援教育の体制整備と特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対しての専門家からの助言及び支援を提供している。

### 3.2 巡回相談員派遣事業の実際の流れと地域支援担当教員の役割

巡回相談の進め方は県教育委員会からモデルが提示されている<sup>6</sup>。同行した巡回相談においては対象児の人数により時間の差はあるものの、流れはほぼモデルにならって実施されていた。同行した巡回相談では作業療法士、言語聴覚士、療育福祉センター発達支援部・通園事業部担当者、指導主事(特別支援教育課、幼保支援課、高等学校課、教育事務所、教育センター、心の教育センター)、特別支援学校教諭等が相談員として派遣されており、1 回の巡回相談につき複数名(3～4 名)の相談員が参加していた。また市町村によっては、市町村教育委員会や保健福祉課の教職員が参加する場合もあった。地域支援担当教員の役割に注目しつつ、以下に巡回相談の流れを記す。

第一に、20～30 分間程度の打合せである。巡回相談員派遣事業に派遣された相談員と依頼した教育機関の担当職員とで自己紹介、日程確認、相談内容の説明等、情報交換をして共通理解を図った。教育機関側は多くの機関で管理職と特別支援教育コーディネーター、担任が参加していた。資料をもとに対象児の日常の様子について説明がなされ、それに対し相談員側からこの時点できつておきたい事柄について質問をしていた。参考資料として対象児の提出物等を見ることができる教育機関もあった。この時点で地域支援担当教員は主訴について事前に提出されていた資料の記載事項との相違がないかについて確認をしていた。

第二に、1～2 時間程度の対象幼児児童生徒の観察である。観察時間は対象幼児児童の人数によっても異なるが、およそ 1 事例につき 1～2 時間程度であった。1 時間の活動時間の中で複数の対象児について観察する事例も見られた。相談員は対象児のみならず、対象児と周囲の子どもたちとの関係性、対象児と教員や支援員との関係性、教員の支援や指導、教員間の連携、集団全体や教室の雰囲気や状態、遊具や教材など多角的な視点で観察をしていた。この観察の段階でそれぞれの専門家からの目線で対象児を捉えて、対象児あるいはその子どもへの支援のヒントと

なる情報を集めていた。例えば言語聴覚士は対象児の発言や教員や他児と話をするのを聞き構音や発音、言語理解に注目をする、作業療法士は対象児の遊びや活動の際の身体のつかい方や動かし方、姿勢などに注目をする、などである。相談員は子どもたちの活動の妨げにならないように配慮をしながら観察を行っていた。

第三に、1事例につき20分～30分程度の相談員の協議である。観察から得られた対象児の見立ておよび支援方法等について相談員間で意見交換を行う。司会は地域支援担当教員が行った。対象児が複数名いる場合には一人ずつ取り上げ、話し合いを進めていた。はじめに打合せの時点で伝えられた主訴を確認し、その内容に沿いながら各専門家の知見からの気づきや見立てを発言していくことで、お互いの見解を共有していた。話し合いでは主訴に対しての支援の具体的手立てについて話されることに加え、対象児のみならず集団全体に対して有効な手立てや支援についても話し合われ、観察の場面で見聞きした対象児あるいは教員および集団のリソースとなる部分についても着目しながら共通理解を図っていた。地域支援担当教員は、その共通理解を受けて次の協議に向け、どの専門家にどの内容についての助言を伝えてもらうかについて大枠で確認をしていた。またケースによっては、教育機関側の実情を踏まえ、協議で伝えるべき助言の優先順位をつけたり内容を見極めたりすることを検討する場面も見られた。

第四に協議である。協議時間は対象児一人につき30分程度で、対象児が多い事例では20分程度であった。協議には相談員と職員が参加して行われた。多くの教育機関の参加者は管理職、特別支援教育コーディネーター、対象児担当教職員および対象児の支援に関わる職員であった。担任が参加できず管理職やコーディネーターのみと協議をする事例もあった。また職員全員が参加する事例や市町村教育委員会職員や福祉担当者が参加する事例もあり、地域や教育機関により相違が見られた。協議の司会と記録を教育機関側が行うことは県教育委員会のモデルに提示されているが、初めて事業を活用する機関については、地域支援担当教員が状況に応じてサポートをしていた。対象児の担当教員が出席している場合には、初めに担当教員からその日の対象児及び集団の様子や支援について話がなされた。その後司会者が相談員からの助言を求めた。助言の場面では、相談員の意見をまとめる役として地域支援担当教員が進行役を担った。地域支援担当教員はどの対象児についての助言から行うかを確認し、まず主訴で出されていた事柄について共通理解を図った。そして具体的な助言について、それぞれの専門員からの見解を述べてもらうよう促しをした。各専門員は事前の話し合いについて伝え、観察の場面で見た対象児の様子や支援の具体的な様子を引き合いに出し、担任の意図や思いなども確認しながら伝える場面も見られた。協議の最後には、教育機関側が今後、実践しようと思う事柄についての考えを聞く場面もあった。助言内容について、3つの視点で表2のように分類した。

表2 A 地域の巡回相談で出された助言内容の具体例

対象	助言の内容
対象児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる言動の背景にある実態や環境要因についての見立てと有効と思われる支援。</li> <li>・対象児の発達段階に見合った支援や見通しについて。</li> <li>・応用行動分析を活用した行動観察からの対象児理解や望ましい行動を強化するための支援など。</li> <li>・できていることや興味関心、特性などを生かした支援。</li> <li>・現状の実践を生かした有効な支援の工夫や配慮事項。スマールステップの支援など。</li> <li>・担当職員が支援するにあたり有していたい視点について(自立に向けて何をめざすか。支援を減らすこととも含めた支援の在り方など)</li> </ul>
集団全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインの視点からの支援(視覚支援や注意喚起、構造化の具体例など)対象児に対する2ndステージとしてだけでなく、1stステージの支援として他の特別支援ニーズのある子ども及び集団全体に対しても効果が期待できる支援。</li> <li>・集団を複数の職員で担当する際の効果的な役割分担(対象児がT1の指示を理解するあるいは集団内で活動しやすくなるためのT2の役割)。</li> </ul>
校内支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭支援が必要な事例において、担任任せではなく機関内における役割分担や連携について、あるいは福祉や医療などの外部機関との連携を検討することの提案。</li> <li>・助言内容を具体化するにあたり、園内に今ある資源(物的・人的)を活用していくための役割分担や見通しについての提案。</li> </ul>

このように協議では対象児に対しての具体的な支援方法に関する助言のみならず、ユニバーサルデザインの視点からの集団全体への支援に関する助言や、校内支援体制および他機関や地域との連携など、チーム支援の具体化に向けての投げかけ等もなされ、その視点は多岐にわたっていた。

#### 4. 考察及び今後の課題

##### 4.1 巡回相談の有効活用

###### 4.1.1 巡回相談の目的の共通理解

高知県の巡回相談員派遣事業の趣旨には、各教育機関の特別支援教育の推進体制の整備と、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に専門家からの助言を受けて適切な指導及び支援に活かすという2つのねらいがある。この2つの関係は横並びではなく、巡回相談での助言を校内支援体制の充実のために活用する資源の1つとして捉え、その活用により各教育機関の特別支援教育の推進体制が整備されるものと考える。それは図1にも示されている。



図1 巡回相談を活用したPDCAサイクルによる校内委員会の活性化

出典：高知県教育委員会特別支援教育課(2018)『高知県の特別支援教育に関する施策の一覧(抜粋)』p. 16.

巡回相談に現場の教員が求めているのは、対象児の行動の理解の仕方や支援の具体的な助言である。ウォール・服巻らは、一般の人がコンサルタントに抱くイメージとして「問題解決のためのカバンを携えて空から舞い降り、スーパーマンのように課題を解決してくれる人」<sup>7</sup>と指摘する。しかし1回の巡回相談でできることには限りがあり、その日の協議で課題解決がなされるわけではない。また高知県の巡回相談員派遣事業では、助言が有効であったかについて、学校側から各相談員へのフィードバックはなく、同じ相談員が継続的に助言・アドバイスを行うことも稀である。巡回相談後の連携協議会や別の巡回相談において、その後の様子をお互いが共有することはあるそうだ。学校コンサルテーションの視点からは相談員は課題を即座に解決する立場ではなく、職員と協働的に課題解決の方策を考え、その後はその教育機関の自立を支援する立場である。武田らは、コンサルタントはコンサルティのもつ力を引き出し、主体的に取り組めるよう自立に向けた支援を行うことが最終目標であると述べており<sup>8</sup>、これは高知県の巡回相談員派遣事業の趣旨にも通じる考え方である。現段階では高知県の各教育機関の教員が巡回相談に何を求めているかを把握する調査は行っていない。しかし巡回相談に出向く際には、教育機関の意識とそれをコーディネートする側には目的意識のズレがありうるということを念頭に置きつつ、巡回相談の校内支援への活用についての助言を意識的に行う必要があると考察した。

###### 4.1.2 校内支援体制に関する助言

巡回相談に同行したA小学校では、年間複数回の巡回相談を申し込み、巡回相談を校内支援体制の整備に活用していた。A小学校では対象児の実態や支援について、管理職や特別支援教育コーディネーターらが詳細に情報を把握していることが発言の端々にうかがえた。また個別の指導計画には具体的な手立てが記載され、巡回相談の助言をその後の支援に活用してみての検証もなされ、協議において相談員らにフィードバックがなされていた。このようにA小学校ではPDCAサイクルで校内支援体制が組織的に整備されていた。同様に校内支援体制の充実がうかがえたB認定子ども園では、協議の中で、担当している保育士以外の保育士と対象児の関わりを広げるチーム支援についてやユニバーサルデザインの視点での支援の工夫について、相談員からの助言だけでなく、担任の気づきや管理職およびコーディネーターの見立てなども交えて、参加者が一緒に支援を具体化していく様子が見られ、園内に解決の自助資源を備えていることも推察された。

巡回相談を校内支援体制の充実にむけて有効活用するためには、巡回相談後の取り組みを担任の個業に任せることではなく組織で取り組むことが重要である。松田・芝野らは、学校コンサルテーションが担任に対しての直接的な支援に終始することなく、学校全体の機能的な校内支援体制の整備・充実につながる取組となるために学校組織にアプローチすることの重要性を述べている<sup>9</sup>。また武田らは学校コンサルテーションを実効性のあるものにするための要因として管理職の特別支援教育への理解や協力、リーダーシップを挙げている<sup>10</sup>。学校組織マネジメントに関して北神は、一人のリーダーに焦点化した集中型モデルから、状況に応じて多様なリーダーがリーダーシップを行使する分散型モデルに変化していることと、ミドルリーダーが校長と一般職員の「連結ピン」となり上下左右に働きかけビジョンを具体化する「ミドル・アップダウン・マネジメント」が求められていることを述べている<sup>11</sup>。管理職およびミドルリーダーのリーダーシップと組織マネジメントの重要性については従来から述べられているが、今後「チームとしての学校」の実現に向け、各教育機関はこれまで以上に外部専門家や諸機関との協働・連携が促進されるものと考える。同行した巡回相談において、相談員の助言は表2のようにチーム支援や校内支援体制についてもなされていた。学校組織マネジメントの視点からの管理職およびミドルリーダーとしての特別支援教育コーディネーターへの助言は、教育の専門家ならではの視点であり、他の専門家は対象児の見立てや支援に関わる側面への視点が中心となるため、その意味からチーム支援の充実や校内支援体制への助言は、地域支援担当教員らにゆだねられていると言えよう。アセスメントとして校内支援体制チェックリストから読み取れる事柄等も踏まえつつ、具体的な助言ができることも役割の一つとしてあると考察した。

## 4.2 担当者の専門性の育成

### 4.2.1 地域支援担当教員を育成する場の担保

地域支援担当教員は、幼稚から高校生までと幅広い年齢層の事例に関わり、地域の実情や独自の教育方針を有する私立の教育機関の様子なども踏まえて助言や援助を提供していた。巡回相談の中で地域支援担当教員が担う役割とその専門性は多岐にわたっている。相談員の専門性について鶴は①相談員自身の専門性、②対人援助の専門性、③現場の理解とそれに応じた支援の3つのカテゴリーに分類している<sup>12</sup>。同行した巡回相談についてその分類にあてはめて考察すると、①相談員自身の専門性としては、相談員の教員が、自身の肢体不自由特別支援学校の教員としての専門性から対象児を見立てることにある。その際、多角的に個にアプローチして発達や特性面も含んだその子どもの全体像を捉えるということが重要である。次に③に関わる視点として、学級集団での学習や生活場面に即して周囲の友達や教員との相互作用の関係性においても見ていくことが重要であると考察した。浜谷は相談員の助言が保育の現場を意識した内容であることの有効性について述べており<sup>13</sup>、笹森も保育所や幼稚園など対象児が日常生活を過ごす場での子どもの様子を十分に把握することの重要性について述べていた<sup>14</sup>。

②の対人援助に関する専門性としては、地域支援の担当教員が協議の参加者の意見を引き出すファシリテーションスキルや双方の意見をつなぐコーディネーション力、また、担任らの思いに寄り添い励ますカウンセリングマインドも発揮しながら協議に臨むことが重要である。武田らは、外部専門家や特別支援学校の教員は、子どもへの直接的な指導やアセスメントには慣れていても、学校コンサルテーションについては、経験がなく試行錯誤で行われている実情があると指摘しており<sup>15</sup>、地域支援担当教員としての専門性と資質を高めていくための場の担保が必要であると考える。赤塚らは、各園校の特別支援教育コーディネーターの力量形成を地域の実情に応じた形で高め維持していくためのバックアップ体制や継続研修機会の整備の必要性について指摘している<sup>16</sup>。高知県では特別支援学校の教育相談を担当する教員の専門性を養うために「教育相談・心理検査実技等基礎講座」を計画し、対象者は心理検査の基礎および発達障害等特別支援ニーズのある子どもへの支援の在り方について等、年間5回にわたり学ぶ機会を得る。その後は地域支援を担う教員の多くは自主的な研修と実践からの経験とでそのスキルを高めていると考えられる。実際の業務で求められる専門性を考慮すると、特別支援学校のコーディネーター及び地域支援担当教員のOff-JTとしてのブラッシュアップ研修の担保が必要であると考察した。

#### 4.2.2 校内における人材育成の仕組みの構築

井上らは、特別支援学校で巡回相談を担うことについては学校格差があり、専門教員の育成の在り方に課題があることを指摘する<sup>17</sup>。また石田は、特別支援学校の教員が専門性向上を図るうえで、校内または学校間において専門性に関する情報共有を図り蓄積していくことの重要性を示唆する<sup>18</sup>。高知若草養護学校では、自主研修等で校内のミドルリーダーが中心となり学びや実践を同僚と共有する取り組みがなされていた。相談支援室の教員らはその一環として、自主研修の講師として心理検査の基礎的知識等を校内の教員に伝えていた。また夏季休業中の保育園支援に相談支援室以外の教員が同行する取り組みもなされ、校内の教員や学校理学療法士との連携・協力を図りながら地域支援に当たりつつ、相談支援室の役割の周知や人材育成にも取り組んでいる様子がうかがえた。このような同僚性を生かした実践は教員の主体性を育み、学校全体の力量を高めることの一助となりうると考察する。白岩は、チームとしての学校の実現のためには、教職員の同僚性を基底に据えることが重要であるとし、同僚性は学校マネジメントとの相関にあることを指摘している<sup>19</sup>。一方で大家は日本の教員は同僚性に基づく協力が不十分であるとし、同僚と協働して育ちあう時間が不十分な現状にある職場において「専門性」を育むことの困難さについて示している<sup>20</sup>。今後「開かれた教育課程」の実現に向け、各特別支援学校は実情に応じて自校のセンター的機能を充実させ、その一環として特別支援教育コーディネーターや地域支援担当教員の力量形成を、校外研修だけでなくOJTとしても取り組むことが一層求められるであろう。在籍児童生徒の課題解決に向けた内外との連携、地域支援における巡回相談や教育相談などのアウトリーチ型の支援に加え、来校型地域支援の体制整備に取り組む学校も出てくるものと思われる。それらが単に枠組みの構築だけにとどまらず、中身を伴ったものとなるためには、校内の日々の業務とのバランスをとりつつ、いかに同僚性に基づく人材育成が具体化されるかが鍵となると思われる。

#### 4.2.3 校内支援会の活用と地域支援におけるファシリテーションスキル

高知県においては巡回相談における協議をコンサルティ側が進めることを基本としており、初対面の相談員らが参加する協議をファシリテートすることは容易なことではない。そこで地域支援担当教員がサポートしたり、コンサルティとコンサルタントとをつなぐ役割を果たしたりすることが、参加者の協働性を育むうえで重要な役割を果たすと考えた。また協議において地域支援担当教員は自身が助言をすることに加え、以下のような役割を果たし協議をファシリテートしていたと考察した。①各専門員からの助言内容の整理および課題の優先順位の検討。②相談員の助言が先生方に伝わりやすくなるための説明。例えばそれらは、観察場面での対象児の様子や支援場面の具体例を挙げて助言内容と結び付けたり、どのような遊びをどのような場面で取り入れるかを確認したりすることである。③助言の意図の共通理解。例えばそれらは内容を取り入れることによって期待できる効果やねらいをコンサルティ側に知らせることである。④現状の実践の意味づけやその実践を活かした支援や必要な視点の確認、などである。このように地域支援担当教員は参加者の考えを引き出し、つなぐ役目を果たしており、そのファシリテートの結果、課題解決に向けた話し合いが実現すると考える。浜谷は、巡回相談の相談員が教育委員会から派遣された大学教員・専門家であるということは、教育現場がその意見を受動的に聴く姿勢が強くなる場合が少なからずあり、巡回相談が教員にとって身近なものとなることで相談員と教員とが共同的な関係性を築いていくことの可能性について述べている<sup>21</sup>。石隈は子どもの課題について教育相談、生徒指導、特別支援教育、カウンセリングなど、さまざまな領域で議論され、各分野で知見が蓄積されているにもかかわらず、領域間での意見交換が進まないについて指摘し、協議において共通の枠組みを提供し、各専門家が協働的に子どもの支援について話し合うことの重要性について述べている<sup>22</sup>。また田村らは、相互コンサルテーションはコンサルタントとコンサルティの援助関係が一方向ではなく、両方向性であることについて指摘している<sup>23</sup>。コンサルティとコンサルタントが協働的に課題の優先順位を確認したり、支援方法を協議したりすることにより、両方向性の関係も深まるであろう。

ファシリテーションとは「集団における知的相互作用を促進する働き」であり、ファシリテーターは教育に限らず様々な分野において集団でプロジェクトを進める際、その進行役を担っている。ファシリテーションの能力を構成する技能として「場のデザイン」「対人関係」「構造化」「合意形成」の4つがあるとされ<sup>24</sup>、司会者がそれらを習

得することで、効率的・効果的な協働チーム活動が促進するとされる。支援会議においては、協議がその場限りや担任任せにならないための工夫として、PDCAサイクルの一環として協議を捉え、継続的な支援会議を行うことや、チーム支援の具体化を促進するための支援シートの活用の具体化なども有効であると考える。地域支援担当教員は、自身の所属校において校内支援会を運営する際、これらのこと踏まえて実情に合った形での協働的で継続的かつ課題解決につながる協議のシステム構築に参与し、自身のファシリテーションスキルを高めることと、その力量を校内で共有していくことを意識するとともに、地域支援の場でも活用できることが、センター的役割を果たすうえで重要であると考察した。

## 5. 謝辞

本研究の実施にあたり、著者が巡回相談員派遣事業に同行することにご尽力いただいた諸先生方およびご指導くださった先生方に記して感謝の意を表したい。本研究はJSPS科研費JP18K02793の助成を受けた。

## 引用文献

- 1 中央教育審議会(2005)特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申).
- 2 片岡基明(2016)コンサルテーションとしての保育所・幼稚園での巡回相談に関する研究動向『京都女子大学発達教育学部紀要』12, pp. 41-47.
- 3 鶴宏史(2012)保育所・幼稚園における巡回相談に関する研究動向『帝塚山大学現代生活学部紀要』8, pp. 113-126.
- 4 森正樹, 林恵津子(2012)障害児保育巡回相談におけるコンサルテーションの現状と課題—幼稚園・保育所における専門職の活動状況から—『埼玉県立大学紀要』14, pp. 27-34.
- 5 高知県教育委員会特別支援教育課(2018)『平成30年度高知県の特別支援教育に関する施策の一覧』pp. 14-17.
- 6 高知県教育委員会特別支援教育課(2018)平成30年度巡回相談員派遣事業実施要項.
- 7 ジャック・ウォール, 服巻智子(2010)『ジャック・ウォール博士のコンサルテーションの極意 TEACCH学校コンサルテーションのノウハウに学ぶ』ASDヴィレッジ出版.
- 8 武田篤, 斎藤孝, 新井敏彦, 佐藤圭吾, 藤井慶博, 神常雄(2013)特別支援教育における学校コンサルテーションの充実に向けて～コンサルタントが抱く困難性と求められる専門性～『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』35, pp. 79-85.
- 9 松田真一, 芝野稔(2011)特別支援教育における学校コンサルテーションの在り方に関する研究～これから望まれる学校支援～『平成22年度高知県教育センター研究報告書』pp. 1-7.
- 10 前掲8.
- 11 北神正行(2011)『つながりで創る学校経営』ぎょうせい, pp. 1-19.
- 12 前掲3.
- 13 浜谷直人(2006)小学校通常学級における巡回相談による軽度発達障害児等の教育実践への支援モデル『教育心理学研究』54, pp. 395-407.
- 14 笹森洋樹, 後上鐵夫, 久保山茂樹, 小林倫代, 廣瀬由美子, 澤田真弓, 藤井茂樹(2010)発達障害のある子どもへの早期発見・早期支援の現状と課題『国立特別支援教育総合研究所研究紀要』37, pp. 3-15.
- 15 前掲8.
- 16 赤塚正一, 大石幸二(2013)就学期の移行支援体制づくりに関する実践的研究—地域における特別支援学校のコーディネーターの役割と課題—『特殊教育学研究』51(2), pp. 135-145.
- 17 井上和久, 井澤信三, 井上とも子(2013)特別支援学校のセンター的機能を活用した発達障害児等への早期支援に係る実態調査—来校による相談及び保育所・幼稚園への巡回相談の状況—『小児保健研究』72(6)pp. 810-816.
- 18 石田修(2018)肢体不自由特別支援学校におけるセンター的機能担当者の育成と組織的対応に関する調査『Journal of Education』4, pp. 21-35.
- 19 白岩博明(2018)「チームとしての学校」の実現に求められるもの一同僚性と学校マネジメントの相関において—『広島工業大学紀要教育編』17, pp. 43-50.
- 20 大家まゆみ(2018)「チーム学校」は「教員の専門性」の育成を支えうるか—国際教員指導環境調査(TALIS)と教員勤務実態調査を踏まえて—『東京女子大学教職課程・学芸員課程研究』1, pp. 1-12.
- 21 浜谷直人(2006)小学校通常学級における巡回相談による軽度発達障害児等の教育実践への支援モデル『教育心理学研究』54, pp. 395-407.
- 22 石隈利紀(2005)『チーム援助で子どもとのかかわりが変わる』ほんの森出版, pp. 8-12.
- 23 田村節子, 石隈利紀(2003)教師・保護者・スクールカウンセラーによるコア援助チームの形成と展開『教育心理学研究』51, pp. 328-338.
- 24 堀公俊(2004)『ファシリテーション入門』日本経済新聞社, pp. 51-55.